

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年9月13日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（10名）

加藤敬徳君	秋山照雄君
清水和弘君	金丸幸司君
滝川美幸君	金丸寛君
清水正二君	斉藤芳夫君
有泉庸一郎君	内藤久歳君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切 聡君
福祉部長	本田泰司君	子育て健康 部 長	小宮山 正美君
人事課長	高鳥 悟君	保険課長	三井美樹君
環境課長	中込 広人君	長寿推進課長	飯沼 秀司君
子育て支援 課 長	戸澤 文香君	給与係長	小池 清美君
国民健康 保険税係長	樋口 一君	国民健康保険 給付係長	新奥 知恵君
高齢者医療・ 年金係長	広瀬 美和君	生活環境係長	池田 靖君

長寿あんしん 係 係 係 係 係 係 介 護 予 防 推 進 係 長 児 童 係 長	早 川 要 子 君 藤 原 布 美 君 藤 田 陽 子 君	介 護 保 險 係 長 介 護 認 定 会 保 育 係 長	赤 松 圭 君 塚 田 英 仁 君 伊 藤 敦 君
--	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩 下 和 也	書 記	小 澤 裕 一
書 記	中 込 美 智 子		

#### 審査内容

##### 1 条例審査

議案第51号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

議案第52号 甲斐市敬老祝金支給条例の一部改正の件

##### 2 補正予算審査

議案第53号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

議案第54号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成30年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

##### 3 その他

開会 午後 1時28分

○書記（小澤裕一君） 改めましてこんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、山本委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めましてこんにちは。

厚生環境常任委員会ご苦労さまです。

また、全員7人ということで、それとまた、傍聴の数のほうが多くて9人も来ていますので、また皆さん、よろしくお願ひいたします。

そんな形ですけれども、議会が始まりまして4日目ということで、きのうも最後の方が長く質問していただきまして5時を過ぎましたけれども、きょうは簡潔にスムーズに早く上がれるように頑張りますので、皆さんのご協力、よろしくお願ひします。

それでは、始めたいと思います。

---

○委員長（山本英俊君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知ください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質

間は1回までとします。

審査に入る前にお諮りします。

本日は、円滑な審査を行うために、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例審査を行います。

議案第51号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より、議案第51号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の19ページ、議会資料の16ページをお願いいたします。

まず、提案理由になりますが、議案書の19ページをお願いいたします。下から4行目になります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付され、平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行う必要がある、これが条例案を提出する理由でございます。

それでは、議会資料を用いまして詳細説明をさせていただきます。

議会資料16ページ、新旧対照表をごらんください。

第10条、第3項、第4号学校教育法の規定により、「幼稚園・小学校・中学校・高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものであります。こちらは、規定の明確化としまして、放課後児童支援員となる資格のうち、学校教育法の規定により学校の教諭なる資格を有する者を基礎資格としていたところでありましたが、教員免許更新制との関係でわかりにくい規定となっていたことを踏まえまして、更新期間を過ぎた免許状でも対象となることを明確にしたものであります。

次に、同条、同項、第10号「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、

市長が適当と認めた者」を新たに加えるものであります。こちらは、放課後児童支援員の資格要件の拡大としまして、一定の実務経験があり、かつ市長が適当と認めた者に対象が拡大することとしまして、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を新設いたしましたものであります。

次に、第22条中「別に」を削るものであります。

施行予定期日であります。この条例は公布の日から施行いたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません、3の10、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であってということであるんですが、この5年間というのはどういう立場で従事されているんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 放課後児童支援員の中には、6時間勤務の方と、あと4時間勤務の方がいらっしゃるわけですが、その中で高卒以上の方については、今の規定の中で2年間放課後児童支援員のほうに従事すれば資格が取れる研修のほうへ参加することができるんですが、今度は中卒の方であっても同じように放課後児童支援員の業務のほうを5年間経験すれば、同じように資格を取るための研修のほうに参加ができるとするものであります。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 支援業務に従事された方ということで、基本的には、それで認められた方ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（谷口和男君） 承知しました。

○委員長（山本英俊君） 質疑はほかに。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 支援員の確保のほうなんです。いつも一回なるとなかなかおやめにならないと思うんですけれども、すぐ適格者が見つかるのかどうかということ、そこからお願いします。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） うちのほうとしましても、年に一回、広報のほうでもお知らせをしているんですけども、とりあえずはそういう話がありますと履歴書等を人事のほうに出していただきまして、その中から適格と思われる教職員の免許を持っている人ですかそういう方を抜粋しまして、不足が出た場合には面接をさせていただいて支援員とさせていただきますような形をとっております。とりあえず今のところはそういう形で補充はできるような状態ではあります。

○委員長（山本英俊君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） 今回のこの条例改正によって、それが厳しくなるのか、もうちょっと緩和されるのかというのはどちらになりますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 緩和される形になります。

今までは高卒以上というものが、今度は中卒以上ということもありますし、あとは教職員免許の更新がなくても免許状さえ持っていればいいという形になりますので、そこは明確な形になるんですけども、緩和される形になります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その教職員のほうですけども、免許を持っていればいいという、年齢制限はないんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 年齢制限としましては、うちが非常勤一般職員、臨時職員の年齢制限が65歳までとなっておりますので、そちらのほうの規定に基づくものになります。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより、議案第51号 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

本件について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第51号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第51号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第52号 甲斐市敬老祝金支給条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から、議案第52号 甲斐市敬老祝金支給条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案は21ページとなります。

初めに、21ページ下段の提案理由でございますけれども、高齢化が進む中で、日本人の平均寿命は80歳を超え、支給対象年齢の一つであります77歳を既に超えております。ついては、本事業における長寿を祝福という当初の目的は既に達成されていると考えられること、また、県内他市における支給状況等を勘案した結果、所要の改正を行う必要があるからでござ

ございます。

この条例の改正につきましては、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明を申し上げます。

資料17ページをお願いいたします。

第3条は支給対象者を規定しておりますが、これを改めます。第3条第1号は祝い金の支給対象者、第3条第2号は特別祝い金の支給対象者を規定しておりますけれども、第3条第1号の祝い金の対象者、満77歳、満88歳、満100歳以上のうち、「満77歳」を対象から除きます。この理由は、提案理由で申し上げたとおり、日本人の平均寿命は既に対象年齢の満77歳を超え、当初の目的を達成していると考えられるためでございます。

また、「満100歳以上」を「満101歳以上」に改めます。これは、次の第3条第2号で規定しております満100歳の誕生日に支給をする特別祝い金と同一年度に重複して支給する場合がございます、これを避けることが望ましいと判断したためでございます。

次に、第3条第2号は特別祝い金の支給要件の一つであります住所要件を緩和するため、住民基本台帳に1年以上記録されている満100歳の者を、特別祝い金を支給する年度の4月1日に住民基本台帳に記録されているもので、「満100歳の誕生日まで引き続き登録されている者」に改めます。

第4条は、祝い金の額を規定しております。第3条でご説明いたしましたとおり、第4条第1号の「満77歳の者、3,000円」を削ります。第4条第2号「満88歳の者」を第4条第1号とします。第4条第3号中「満100歳以上の者」を「満101歳以上の者」に改め、祝い金の額を「5万円」から「2万円」に改め、「第4条第3号」を「第4条第2号」とします。満101歳以上の者に改める理由につきましては、先ほど申し上げました。また、県内他市の状況等を踏まえ、「5万円」から「2万円」に改めます。

次に、第7条敬老祝金の支給方法の規定を加えます。本市では、これまで現金を祝い金として支給をしておりましたが、他市では地域で使える金券等を祝い金として支給している事例がございます、これは地域活性化の相乗効果も期待できることから、その実現に向け今後検討していくために、「現金または金券」に改めるものでございます。支給の停止を規定しております「第7条」を「第8条」とし、委任を規定する第8条中「別に」を削り、「第8条」を「第9条」といたします。

以上が改正内容となりますけれども、この条例は平成31年4月1日から施行となります。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。



○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） こちらのほうで、満77歳以下というのはある程度納得できるんですけども、今まで満100歳以上、5万円いただいていたのが2万円ということで、かなり大幅に減額、半分以下になってしまいますよね。それで、他市の現状ということなんですけれども、他市でこれ以上出しているところはないんでしょうか。伺いたいんですが。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

県内他市12市のうち、甲斐市と同じように88歳の方に支給をしている市は3市ございます。その3市とも見ましたところ、2万円を支給している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 減額がやっぱり余りにも大き過ぎるような気がするんで、他市の状況ということもあるんですけども、できればもう少し、ことし100歳になったら5万円がなくなって、今までもらえていたものが、101歳から今度はまた5万円じゃなしに2万円ということになるということですので、もう少し検討を願えればと思うんですが。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 私どももこの敬老祝金についていろいろ検討してまいりました。その中で、満100歳の方には特別祝い金ということで10万円を支給しているということもございましたので、満100歳以上の方につきましては、他の市の状況を勘案する中で2万円とさせていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 今まで頑張ってやってきたから、これもふえているからしょうがないやね。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 今言った特別祝い金は10万円もらって、次の年、101歳から毎年2万円ずつもらえるということですね。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、2号ですか、特別祝い金のどうのこうのというところがあると思います。この6行の中には、9月15日に居住しているという項目がないんですが、例えば2条の中で4月1日に住民登録があったと。それで、例えば7月1日に移動もしくは亡くなってしまったという方には、この条件がどうなるんですか。9月15日にいなきゃだめだという項目がないんだけど、お届けしなきゃならんことになっちゃうんだけど、どうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

第3条の第2号は特別祝い金の対象者を規定しておりまして、特別祝い金につきましては、誕生日の日に10万円をお渡しするということになりますので、その年度の4月1日に住民登録があつて、例えば8月1日が誕生日であれば8月1日に市のほうで10万円をお渡しをする形になります。ですので、9月の基準日はこの特別祝い金は該当いたしません。

以上でございます。

○委員（五味武彦君） 了解です。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 第7条で、現金または金券というさきの説明があつたんですけれども、これについては今現時点ではどちらにするか検討するというところで、31年4月1日ということで、この半年間の間に方向性を決めるということなんだけれども、これに関しては今までの支給していた受給者の感じというか、やっぱりもらう人のニーズに合った支給の仕方をするほうがいいと思うんですよ。

一方では、商品券を与えて活性化を図るということも大きな一つの目標なんですけれども、どっちかといえば使い勝手がいいといえば現金をやったほうがいいかなというような気がするんですけれども、そこら辺の考え方もどういうふうに今後決定するまでやっていくのか。それとも、受給者の要望に応じてどっちでも好きなものをやりますよという二本立てでいく

のか、その辺の考えはどうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、市内の商工の振興といいますか、そういったこともございますので、こちらとしましては商品券の実現に向けて検討をこれからしていくわけなんですけれども、もしそうなった場合には、現金ではなくて商品券のほうをお渡ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうであれば、条例の中で商品券を支給するという形ではっきりうたっちゃったほうが、もらうほうとしてみれば迷わなくていいんですよ。だから、こういうところにうたってある理由というのがよく理解できないというふうに。だから、今言ったように、そういう地域の活性化という大きな目的があれば、それで市としてはそういう方向で進んだほうが明確になっていいんじゃないかなというふうに思います。その点どうですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 議員さんのおっしゃるとおりでございますが、ただ、現時点で商品券、これからいろいろ検討していくわけなんですけれども、来年度に向けて実施がまだ未確定な部分がございますので、今回は現金もしくは金券ということで改正をさせていただいておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） 今、こちらの敬老祝金ですけれども、現状で支給されている方というのは甲斐市の中でどのくらいいらっしゃるでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

今年度支給対象となられる方なんですけれども、8月1日時点で満77歳の方が749名、それから満88歳の方が255名、それから満100歳以上の方が27名、合計しますと1,031名の方が9月1日現在で支給対象となっている方でございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

清水議員。

○議員（清水和弘君） 住所の件ですけれども、あくまで甲斐市に住所を持っているということが対象だと思われまますけれども、便宜上、施設へ入所している方々の対象はやはり同じような扱いになりますか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

こちらは、例えば住民票を動かしているとか動かしていないとかということが判断できませんので、あくまでも住民登録を基本に支給をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 先ほどの内藤議員の質問とよく似ているんだけど、金券という部分でいうと、金券というのは、昔、地域振興券みたいな話があったけれども、今現状、甲斐市で金券というようなものはどういうものを対象として考えているか、あるいは新たにそういうものをつくっていくつもりなのか。そこはどうですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

金券としましては、数年前にプレミアム振興券というものを商工会のほうで協力していただく中で発行した経緯がございます。県内でも他の市のところで商工会に商品券を発行していただく中でこの事業を実施しているところもございますので、そういったところも参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） ということは、現在はないけれども、この条例が施行されるまでにはそういうことを決めていくという話ですね。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） この条例の施行日が31年4月1日でございますから、来年度からということになりますので、来年度の実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、議案第52号 甲斐市敬老祝金支給条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第52号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第52号を終わります。

以上で条例審査を終了いたしました。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それでは、そのようにいたします。

議案第53号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）、議案第54号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第55号 平成30年度甲斐市後期高

齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第56号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

初めに、人事課より厚生環境常任委員会が所管する人件費について一括して説明を求めます。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。

それでは、人事課より人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明をさせていただきます。その後、厚生環境常任委員会の所管の科目について説明をさせていただきます。

定例市議会資料の18ページをお願いいたします。

18ページの補正予算人件費明細表をごらんいただきたいと思います。

上段の表の左側、正職員の欄をごらんください。

正職員の補正予算の内容は、本年4月1日の定例人事異動に伴い、当初予算作成時に各所属に在籍をしていました職員の予算科目に変更が生じたため、各予算科目間の組み替えを行うものと、昇給・昇格に伴います給料、職員手当額の増額によるもの、また、共済費の事業主負担の増額によるものであります。

平成30年1月1日時点で、定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が449人、その後、本年3月末に自己都合退職者が4人生じたことから、9月1日現在、当初予算より4人少ない445人となっております。

次の中段の正職員の表の2節給料の補正額ですが、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者により4人の減額分と昇給・昇格に伴います給料月額を増額分を相殺し、771万9,000円の増額となります。

3節の職員手当につきましても、給料と同様に増減分を相殺し、2,023万7,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と事業主の負担率がふえたことにより増額分を相殺し、573万6,000円の増額となります。

28節の繰出金は、水道事業会計に繰り出す児童手当分で、職員の異動に伴い30万円の減額となります。正職員の人件費の補正額は、3,339万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、その下の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は、平成29年度任用の8人と平成30年度に再任用を希望した7人の15人を予定しましたが、平成30年度任用希望者のうち、1人が辞退をしたため、現在14人となっております。

2節給料と3節職員手当につきましては、1人分の減額、4節の共済費につきましては、正職員と同様に事業主の負担率がふえたことにより増額となっております、合計で260万円の減額となります。

次に、下段の嘱託、非常勤、臨時職員の表をごらんください。

嘱託、臨時職員は異動はありませんでしたが、非常勤職員につきまして、正職員の自己都合退職者の代替や保育士の増員、育児休業者の代替等によりまして、当初予算時の324人から13人増員の337人となります。補正額につきましては、13人の増員分で、1節報酬1,719万1,000円、4節共済費130万5,000円、合計1,849万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、9月補正予算書、補正の予算説明書のほうですけれども、そちらの10ページ、11ページをお願いいたします。厚いほうの冊子の補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

厚生環境常任委員会所管の一般会計の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当の増減額の理由は、先ほど説明しましたとおり、人事異動により増減職員の入替わりによるものと、昇給・昇格により増減額分、共済費につきましては、事業主の負担率の変更により増減額分でございます。

最初に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。01社会福祉関係職員費につきましては、843万5,000円を増額するものであります。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。01児童福祉関係職員費につきましては、249万3,000円を減額するものであります。

4目保育所費です。01保育園関係職員費につきましては、3,893万2,000円を減額するものであります。02保育園関係嘱託・非常勤職員等費につきましては、416万円を増額するものであります。

5目児童館費です。01児童館関係職員費につきましては、104万6,000円を増額するものであります。

4 項国民年金費、1 目国民年金費です。01国民年金関係職員費につきましては、53万4,000円を増額するものであります。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。01保健衛生関係職員費につきましては、1,183万1,000円を増額するものであります。

2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費です。01環境衛生関係職員費につきましては、424万4,000円を増額するものであります。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

こちらは一般会計に引き続きまして、国民健康保険特別会計でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、174万円を減額するものであります。

次に、54ページ、55ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、75万5,000円を増額するものであります。

次に、68ページ、69ページをお願いします。

介護保険特別会計です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては、298万2,000円を増額するものであります。

4 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費です。01介護認定審査会関係職員費につきましては、5万6,000円を増額するものであります。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業任意事業費です。03包括的支援事業関係職員費につきましては、448万3,000円を増額するものであります。

以上が、厚生環境常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明でございます。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 18ページの正職員のところで聞きたいと思うんですが、普通考えて、



4名退職された、だけれども、トータルで3,100万ふえたと。いろいろな理由があると思うんですよ。退職であるとかベースアップであるとか、この辺がもうちょっと説明いただけるとありがたいですよ。減ったのにふえちゃったと。ここをもう一回、午前中にもそんな話聞いたんですけども、改めてすみません、お願いします。

○委員長（山本英俊君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お答えします。

正職員の補正額ですけれども、人数は減ったんですけれども、昇給・昇格によります増額分、そちらのほうがかなり大きくて、3,000万円ほどあります。

そのほかに、退職者の相殺の分が1,600万円ほどあったり、そういうことで減ってはいるんですけれども、ふえる要素のほうが若干多かったという結果でございます。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、人事課関係の質疑を終了します。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時13分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

引き続き、一般会計補正予算の審査を行います。

保険課より、第3款民生費、第1項社会福祉費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費について一括で説明をお願いします。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の保険課関係についてご説明いたします。

補正予算説明書12ページ、13ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、04後期高齢者医療特別会計繰出金75万5,000円は、人事異動等に伴う繰出金の増額でございます。

詳しくは後期高齢者医療特別会計においてご説明いたします。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10国民健康保険特別会計繰出金174万円の減額は、人事異動等に伴う繰出金の減額でございます。

詳しくは国民健康保険特別会計においてご説明いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、保険課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、長寿推進課より、第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続き、よろしくお願い申し上げます。

それでは、長寿推進課にかかわります一般会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、28節繰出金、ナンバー16介護保険特別

会計繰出金399万5,000円の増額補正につきましては、介護保険特別会計への繰出金で、定期人事異動等に伴う介護保険特別会計で支出をしております正職員の人件費の市負担分を補正するものでございます。介護保険係職員の人件費増額分、介護認定審査会職員の人件費増額分、地域包括支援センター職員のうち、社会福祉士の人件費増額分の補正でございます。

一般会計の長寿推進課にかかわります補正予算については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 傍聴議員の質疑を終了します。

これで長寿推進課関係の質疑を終了します。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より第3款民生費、第2項児童福祉費について説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページになります。

それでは、12ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費から説明をさせていただきます。

13ページの説明欄をごらんください。

先に子育て関係の人件費につきましては、先ほど人事課から説明がありましたので、省略

させていただきます。

それではまず、21竜王東保育園費39万8,000円の増額補正になります。これは、竜王東保育園に設置してありますジャングルジムとブランコにつきまして、ことし1月に行いました遊具点検及びことし5月に行われました県の指導監査で、ともに縁石から近く危険であることから、早急の対応が必要であるとの指摘を受けました。

このことから、遊具周りの安全領域の確保が求められることとなったため、安全な場所への移設工事費としまして21万3,840円の補正をお願いするものであります。

次に、同じく竜王東保育園の外灯の設置工事であります。現在、保育園の園庭には外灯がなく、延長保育の折など通用口から保護者がお迎えに来るときに足もとが暗いため、保護者から危険であるとの意見をいただきました。また、夜間は園から園庭が見えづらく、誰が来たのかもわからない状態との報告も受けております。そのため、保育室の軒先への外部照明設置工事としまして18万3,600円の補正をお願いするものであります。

次に、12ページ、5目児童館費になります。

13ページの説明欄をごらんください。

22竜王東児童センター費13万円を増額補正するものであります。これは、竜王東児童センターの駐車場として使用しております敷地に2カ所の陥没箇所が発生いたしました。現在は三角コーンを置くなど注意徹底をしておりますが、事故につながる危険性もあることから、早急に対応が必要となっております。このため、今回補修経費としまして補正をさせていただくものであります。

以上でございます。ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑ありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 東保育園の防犯灯の件でお伺いしたいんですけども、新しく十何万かかったと。今までそういう父兄、PTAですか、そういったところからリクエストがなかったんですか。今まで同じ条件だったはずですよ。そういう要望があったはずなんですよ、何年前かどうかわからないですけども。ことしやるということを、理由をちょっとご説明いただけますか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 竜王東保育園が開設されたのが25年度からになっており

ますが、そこから今5年間たつわけですけれども、その間保護者の方はちょうど東門から子供が延長保育で預けられている部屋までの間、約20メートルあるんですが、その間、保護者のほうでも携帯電話の明かりなんかを照らしながら行くなんていうこともあったみたいなんです、特に大きな要望としてはございませんでした。

ただ、ここ最近、不審者とかそういう形もありまして、とにかく園舎のほうから園庭のほうで暗い、誰が来たのかわからないということもあったり、その不審者のこともあるということもありまして、できれば外灯をつけてもらえば安全ではないかという意見が保護者のほうからありまして、それが要望的には大きくなったということで、今回対応を早急にさせていただくものであります。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、ジャングルジムとそれからブランコの遊具周りの安全性ということで、壁との間隔が危険性があるということなんだけれども、これで県の視察があるということを知ったんですけれども、県の視察というのは他の保育園も定期的にやるんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 県の指導監査につきましては、毎年行っております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 毎年やっているということになると、先ほどの説明で、開園して5年ということですよ。5年たって毎年やっているということは、その間はなかったということで、その点に関してなぜ今という思いもしないでもないですよ。

その辺について、園児の安全にかかわることですから、それはやらなきゃならないことだし、その辺について他の保育園もそういう可能性もないこともないので、これを機会に、県とは別に市として、またそういった危険箇所があるかないか、遊具に関するね、それも改めてやったらどうかというふうに思いますし、園のほうでも次の点検とかやっていますよね。だから、そういうことも含めて安全管理をやっていたほうがいいかなと思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 遊具の点検につきましては、毎年業者のほうに頼みましてやっているわけですが、ここに関しましてはジャングルジムとブランコにつきましてB判定をいただいております。B判定といいますのが、経過観察を必要とするという判定でございます。その中で、たまたまなんですけれども、県の監査において今まで指摘を受けなかったということもありまして、たまたま今回遊具を中心に県の監査が入りまして、そこで、これではちょっと危ないからということで、B判定ではあるんですけども県の監査の中で指摘も受けたということで、今回早急に対応させていただいております。

ほかの園につきましても、遊具の点検のほうCとかDになりますと、もう確実に翌年度の予算ですとか、緊急性のある場合は今回みたいな補正の対応をさせていただいているわけですが、そういう中で対応させていただいております。

ただ、B判定につきましては、今回の東保育園もそうですけれども、保育士がそばについて子供の安全を確保しながら、ブランコですとかジャングルジムを使わせていただいております。そういうこともありますので、今回は指導監査でたまたま重点的に見たということでの早急の対応なんですけど、今後はほかの保育園につきましても確実なものとしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで子育て支援課関係の質疑を終了します。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、環境課より4款衛生費、3項清掃費について説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、環境課から一般会計における9月補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案書につきましては26、27ページの中段、補正予算説明書につきましては14ページ、15ページの中段になります。

それでは、補正予算説明書によりご説明をさせていただきます。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費であります。補正前の額9億9,068万9,000円に対しまして、20万9,000円の増額補正をお願いし、予算額を計9億9,089万8,000円とするものであります。財源内訳といたしましては、全額一般財源でございます。なお、増額補正をお願いいたします20万9,000円のうち、20万7,000円は環境課が所管する広域事務組合負担金の増額であり、地域し尿処理施設特別会計繰出金2,000円につきましては、下水道課が所管するものであります。

広域事務組合負担金の増額の内容であります。峡北広域行政事務組合に対するもので、峡北、中巨摩、峡南地域ごみ処理広域化推進協議会における補正予算に伴う負担金の増額分であります。峡北、中巨摩、峡南地域ごみ処理広域化推進協議会の運営経費につきましては、各一部事務組合からの負担金をもって予算を構成しております。

この負担金分の原資につきましては、各一部事務組合間で取り扱いが異なり、中巨摩地区広域事務組合と峡南衛生組合は組合の基金を取り崩して拠出しているのに対し、峡北広域行政事務組合は協議会にかかる負担分を各構成市から別立てに負担金を徴することにより拠出してしております。このため、峡北、中巨摩、峡南地域ごみ処理広域化推進協議会の補正予算に対する敷島、双葉分の負担金の増額分といたしまして、峡北広域行政事務組合に支払うものでございます。

ごみ処理広域化推進協議会における増額補正の内容であります。2点でありまして、1点目は、今年度来で設立を目指しております新たな一部事務組合に関係いたします条例などの関係例規につきまして、専門機関で精査するための経費であります。

2点目といたしましては、現在、新たなごみ処理施設の建設候補地を検討しているところではありますが、候補地が決定した際の地元関係者の先進地視察に関する経費であります。

ごみ処理広域化推進協議会の補正予算総額は200万4,000円であり、この総額を均等割10%、人口割90%の割合で各11市町の負担金を算出した結果、敷島地区分が11万2,000円、双葉地区分が9万5,000円の計20万7,000円を峡北広域行政事務組合に支払うものであります。なお、協議会の補正予算総額200万4,000円に対する利用地区分の負担金といたしまし

ては22万3,000円ではありますが、先ほどご説明したとおり、中巨摩地区広域事務組合につきましては組合基金で代用するため、本補正予算には計上していないところであります。

以上、環境課に係る一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の説明の中で、中巨摩は基金から出すと、峡北は各市町村の負担ということで、広域のそれぞれの状況があると思うんだけど、峡北広域だって基金はあるよね。そういうのから抛出するという意見とか考え方というのは出なんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 甲斐市といたしましては、やはり2つの広域にまたがっているという段階で、複雑になるのでできれば一本化してもらいたいというふうな要望はいたしたところですが、韮崎、北杜市のほうは基金じゃなくて直接出したほうがわかりやすいからというふうなことで、そちらのほうになったところでございます。

○議員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、議案第53号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第53号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。



これより、議案第53号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第53号を終わります。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第54号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） それでは、議案第54号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

議案の33ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億8,075万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書38ページ、39ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金は174万円の減額で、職員人件費の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

40ページ、41ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、01 総務管理関係職員費174万円の減額は、先ほど人事課からの説明のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第54号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第54号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第54号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第54号を終わります。

次に、議案第55号 平成30年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） それでは、議題第55号 平成30年度甲斐市後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

議案の39ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,308万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書52ページ、53ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金75万5,000円の増額は、職員人件費の増額に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

54ページ、55ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費75万5,000円の増額は、先ほどの人事課からの説明のとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第55号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第55号 平成30年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第55号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第55号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第56号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願ひいたします。

議案第56号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案45ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ752万1,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は44億6,579万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書により、まず歳入の説明をさせていただきます。

66ページ、67ページをお開きください。

初めに、人件費の概要についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計では、介護保険係職員、介護認定審査会職員、地域包括支援センター職員のうち、社会福祉士の人件費を予算計上しておりまして、今回それぞれ補正をお願いしているものでございます。このうち、介護保険係職員人件費につきましては、国・県保険料等の費用負担はございませんので、一般会計から職員給与費等を負担金といたしまして、増額補正の全額を繰り入れます。

次に、介護認定審査会職員人件費の費用負担につきましても、国・県保険料の費用負担はございませんけれども、均等割10%、審査件数割90%により介護認定審査会を構成する2市1町の負担金で計算をいたします。その割合は、基本的には甲斐市が64.2%、中央市が20.4%、昭和町が15.4%となりますけれども、中央市と昭和町の負担分の35.8%は認定調査会共同設置負担金として、また、甲斐市分の64.2%は事務費等繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。

最後に、地域包括支援センター職員、社会福祉士の人件費につきましては、包括的支援事業の経費として認められておりまして、その費用負担の割合は第1号被保険者保険料が23%、国38.5%、県19.25%、市19.25%となります。

それでは、第1款保険料からご説明を申し上げます。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料103万1,000円の増額は、包括的支援事業関係職員費448万3,000円の増額に係る財源23%分、保険料の補正でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金9万4,000円の減額は、介護認定審査会関係職員費に係る中央市分の負担分の減額、それから昭和町負担分の減額の補正でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金172万6,000円の増額は、包括的支援事業関係職員費448万3,000円の増額の財源38.5%、国負担分の補正でございます。

6款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金86万3,000円の増額は、包括的支援事業関係職員費448万3,000円の増額の財源19.25%、県負担分の補正でございます。

続きまして、8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金86万3,000円の増額は、包括的支援事業関係職員費448万3,000円の増額の財源19.25%、市負担分の補正でございます。

次に、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金298万2,000円の増額は、総務管理関係職員費増額に伴う一般会計からの繰入金の補正でございます。

最後に、2節事務費等繰入金15万円の増額は、介護認定審査会関係職員費に係る市負担分の補正でございます。

先ほど、2款分担金及び負担金で、中央市と昭和町の負担分は減額補正の説明をいたしま

したが、反対に甲斐市の負担分である2節事務費等繰入金が増額の補正をお願いしております。その理由でございますが、認定審査会の係長職は甲斐市、中央市、昭和町が2年ごとに輪番制で派遣をしております。派遣職員の人件費につきましては、給料、期末勤勉手当等は均等割、審査件数割によりそれぞれ負担をいたしますが、住居手当、共済組合負担金等は派遣元が全額負担することとなっております。

昨年度まで昭和町から係長職が派遣をされておりましたが、今年度より甲斐市職員が派遣をされております。この2人の給料を比較しますと、甲斐市職員のほうが少ないため、この部分では2市1町の負担金は減額となります。しかし、昭和町からの派遣職員には支給されていませんでした住居手当を甲斐市職員には支給をされておまして、この部分は派遣元の甲斐市が全額負担とするため、甲斐市のみ負担金が増額となっております。

以上、歳入の補正総額は752万1,000円の増額でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の68ページ、69ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費298万2,000円の増額は、介護保険係職員の定期人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、ナンバー01介護認定審査会関係職員費5万6,000円の増額は、介護認定審査会職員の定期人事異動に伴う人件費の補正でございます。

歳入でご説明申し上げましたとおり、16万6,000円の減額の2節給料は2市1町で負担を案分いたしますけれども、3節のうち住居手当、4節共済費は全額甲斐市が負担をいたします。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業任意事業費、ナンバー03包括的支援事業関係職員費448万3,000円の増額補正でございますが、この主な理由は、地域包括支援センター職員、社会福祉士が29年度と比べまして1名増員となっております。平成29年度は2名でございましたが、今年度は3名となっておりますので、そのためでございます。

以上、歳出の補正総額は752万1,000円の増額でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第56号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第56号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第56号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第56号を終わります。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員よりその他何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 事務局からその他ありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、その他を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時59分